

埼玉県内大規模集客施設等におけるサーキュラーエコノミー普及啓発業務委託に係る企画提案競技に関する質問への回答

令和7年5月30日

No.	質問項目	質問内容	回答
1 全般		業務の一部を再委託することは可能ですか。	原則として、再委託は禁止ですが、再委託を行う場合は、契約締結後に再委託承認申請をしていただくことになります。 再委託費の上限はありませんが、本件仕様書の内容をすべて再委託することは認められません。
2 仕様書 4 (1)		実施場所は「さいたま市以外」とのことですが、 なぜなのかその背景を教えてください。	さいたま市内の複数の商業施設において、既に普及啓発関連のイベント等を実施しているためです。今回、さいたま市以外でイベントを実施することで、県民に広く普及啓発を行いたいという意図があり、「さいたま市以外」としています。
3 仕様書 4 (1)		2回開催2日間で500人/日以上が目標かと思いますが、複数個所で開催して数字を実現することはありでしょうか。例えば、4回開催8日間で250人/日など、合計目標があていれば、1日あたりの集客数は変動可能でしょうか。	合計目標に変更がなければ、回数や日数の変更は問題ございません。業務目的を鑑みてご提案ください。
4 仕様書 4 (1)		集客施設とはショッピングモールなどのことをさすと思いますが、大相模調節池親水公園など屋外も対象に含めても大丈夫でしょうか？。	屋外・屋内等の制限はございません。業務目的を鑑みてご提案ください。
5 仕様書 4 (1)		「2箇所」というのは、同じ市内の別の大規模集客施設でもよろしいでしょうか。	「さいたま市以外」であれば、問題はございません。業務目的を鑑みてご提案ください。
6 仕様書 4 (1)		500人/日というのは、4日間実施した場合、平均500人/日でも大丈夫でしょうか。	平均が「500人/日」であれば問題ございません。 また、質問3の回答も参考としてください。
7 募集要綱 7		審査方法は書類審査とするとのことですが、特にプレゼンテーションなどは実施されない想定でしょうか。	書類審査のため、プレゼンテーションは実施いたしません。